

安城市立各小中学校長 様

安城市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業の判断基準の
変更について (通知)

このことについて、令和4年度2月3日付け3学教第23-61号で通知したところであり
ますが、西三河教育事務所長より別添のとおり通知がありました。

つきましては、安城市においても県立学校に準じ、**2月18日(金)から下記のとおり変更
します。**適切に対応していただきますよう貴校職員への周知をお願いします。

記

【変更前】

○学級閉鎖

【学級閉鎖】(土日祝を含めた5日程度を目安)

○ 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ① 感染者が複数判明した場合
- ② 感染者が1名、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 感染者が1名、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」(いわゆる「濃厚接触者」)が複数いる場合
- ④ その他、必要と判断した場合

*感染者の感染経路が明らかに学校と関係ない家庭内感染などの場合は、学級閉鎖を実施しないことが考えられる。

【変更後】

○学級閉鎖

【学級閉鎖】(土日祝を含めた**3日**程度を目安)

○ **直近3日間で**以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ① 感染者が**3名以上**判明した場合
- ② 感染者、**その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」(いわゆる「濃厚接触者」)及び風邪等の症状を有する者が合わせて学級の15%以上**いる場合
- ③ その他、設置者で必要と判断した場合

*感染者の感染経路が明らかに学校と関係ない家庭内感染などの場合は、学級閉鎖を実施しないことが考えられる。

担 当 学校教育課 (〇〇)
電 話 0566-71-2254
FAX 0566-77-0001
メール